

平成26年度 第2回富士見市環境審議会会議録

日時	平成26年11月19日(水)午後2時00分～4時00分
場所	第2会議室
出席者 (欠席者)	審議会委員 出席者 澤田委員、須田委員、木内委員、横山委員、京谷委員、川上委員 関根委員、平塚委員、細田委員、前村委員、齋藤委員 欠席者 関井委員、石塚委員、千種委員、羽石委員 市：環境課(事務局) 山田自治振興部長 益子環境課副課長 會田係長 佐藤
会議次第	1. 開会 2. あいさつ 3. 議事 (1) 第2次美化推進計画について (2) 路上喫煙禁止区域内の喫煙場所の確保に向けた検討について 4. その他 5. 閉会
公開・非公開	公開(傍聴人 0人)

1 開 会

2 あいさつ

自治振興部長

3 議 事

(1) 第2次富士見市美化推進計画について

作成した素案の概要について事務局から説明

・計画の期間について

⇒長期的に計画を推進していくため、5年間から10年間に変更。必要に応じて見直す旨を追記した。

・計画の基本方針について

⇒変更なし、引き続き継続していく。

・計画の推進について

⇒施策の考え方と市民、事業者の役割については変更なし、行政の役割については修正をした。

・別表1 美化推進重点区域及び路上喫煙禁止区域について

⇒区域の変更は考えていない。鶴瀬駅東西口については、区域内が土地区画整理中につき、26年度末の道路状況等を確認の上地図を修正する。

・第1次美化推進計画の成果と今後の課題について

<質 疑>

委 員：2ページの冒頭部分、「たばこの吸い殻」が削除されている。これは「ごみの投げ捨て等の行為」に統合されたと捉えてよいのか。

事務局：たばこの吸い殻については区域策定等により一定の成果が得られたということで統合したところです。

委 員：区域外にはまだまだ吸い殻が多く見られる。捨てる場所が駅から離れていると思われる。

事務局：修正を検討します。

委 員：計画全体を通して変化が見られない。13ページの「第1次美化推進計画の成果と今後の課題」については冒頭に記載するべきではないか。5年間の成果を報告して、それを踏まえて今後10年間引き続き計画を推進するという運びではないのか。

事務局：成果と今後の課題を後ろに記載したのは見易さ等を検討した結果です。

委 員：資料としてではなく本文に記載するべきである。これでは何を目的として計画を策定しているのか分かりづらい。

事務局：この計画は理念を定めている面があり、5年間で理念が変わったのかということとまだまだ至らない面が見られるのが現状であります。それを踏まえて市民、事業者の役割については引き続き継続していこうと考えています。

委 員：一般的に成果と課題については計画の前書きとして記載されている。やはり冒頭に掲載するべきである。

事務局：修正を検討します。

委員：駅前は大分きれいになっているがバイパス等大きな道路にはゴミが多く見られる。モラルの向上を図るため条例等を制定しているが、それをどのように周知していくかが問題である。

事務局：条例の啓発については環境施策推進市民会議の活動で年に1回キャンペーンを行っています。駅前で啓発物を配布して条例の理念を啓発しています。

委員：資料では不法投棄発生件数、クリーン作戦取り組み実績が記載されているが正しい数値であるのか。

事務局：クリーン作戦取り組み実績については申請数を記載しているので間違いありません。不法投棄発生件数は通報数を記載しているが、その時々で異なる部分もあるかと思いますが、市民の方々によく監視していただいております、すぐ連絡を受けるよう体制作りが成されていると考えています。

委員：基本方針の「始めよう 目を向け気づく まちの美化」について、「始めよう」ではなく「続けよう」に変更してはどうか。

事務局：修正を検討します。

委員：環境基本計画との関連性はあるのか。

事務局：環境基本計画は環境基本法に基づき策定しており、美化推進計画はきれいにする条例に基づいて策定しています。部分的には関連していますが、この基本方針が基本計画上に具体的に明記されているわけではありません。

委員：4ページ行政の役割の中で「メディアへの積極的な情報提供をします」という文言が削除されているがいかにか。

事務局：行政としてメディアへの発信手段があまりないところであり、広報やホームページなど身近なツールで発信していこうとしたものです。

委員：難しいことだが削除しないほうがよいのではないか。

事務局：修正を検討します。

委員：町会の清掃活動に参加しているが、きれいにする日がこの計画に基づいて定められているとは知らなかった。

事務局：きれいにする日は広報等で周知しています。まだまだ啓発が足りていないと言われればおっしゃるとおりであります。

委員：5ページ市民の役割、家庭ごみの分別について「家族ぐるみ」ではなく「地域ぐるみ」と修正を、また、6ページ行政の役割、路上喫煙の啓発とあるが「防止」という文言が抜けているのではないか。

事務局：修正を検討します。

委員：6ページ市民の役割、「不法投棄の多い場所には、看板を掲示します」とあるが他人の土地には掲示することはできないのではないか。

事務局：修正を検討します。

委員：計画の推進体制について、現行の体制で5年間進めてどうだったのか。

事務局：現行の体制で中核を担ってきたのが市民、事業者、行政が一体となって活動している環境施策推進市民会議であります。引き続き第2次計画においても中核を担っていただきたいと思います。

委員：計画の見直しは毎年行うのか。

事務局：必要の応じて見直そうと考えています、また、実績の公表は年次報告書「富士見市の環境」にて報告します。

委員：将来的に禁止区域を市内全域に広げる計画はあるのか。

事務局：現状ではありません。しかし、大型商業施設が出来るのでその周辺がどのように変化するのか研究の必要があると考えています。

委員：禁止区域ではどのようなことを行っているのか。

事務局：看板、のぼり旗や標識シール等啓発物を設置しています。

委員：成果が上げられたと認識しているのか。

事務局：一定の成果が上げられたと認識しています。

(2) 路上喫煙禁止区域内の喫煙場所の確保に向けた検討について
採択された陳情の要旨等について事務局から説明

<意見>

- ・仮に密閉型の喫煙所を設置しても、喫煙者の衣服に臭いがついて迷惑が及ぶ。
- ・路上喫煙禁止区域内に喫煙できる場所を設置するのはいかがなものか。
- ・喫煙場所の設置に税金を投入することはいかがなものか。
- ・設置するのであれば市内全域禁止区域に指定するなど前向きな施策と合わせて行うべきである。
- ・たばこ税による収入や維持費などお金の面ではなく、まちの美化の観点から検討していくべきである。
- ・民有地に喫煙場所が多数設置されている状況で、市が喫煙場所を設置した場合に利用率が高いとは限らない。
- ・歩道上に設置すれば通行者に悪影響が及ぶだろう。

⇒環境審議会としては喫煙場所を設置する必要はないと結論付けた。

4 その他

今後のスケジュールの確認

5 閉会

環境課副課長